

1. 機械・施設を取得したい方

■強い農業・担い手づくり総合支援交付金

(①先進的農業経営確立支援タイプ、②地域担い手育成支援タイプ)

補助対象

(事業費が50万円以上、耐用年数がおおむね5年以上、20年以下のもの)

- (1) 農産物の生産、その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強または修繕（国庫補助）
- (2) 農地等の造成、改良または復旧（国庫補助）
- (3) 農業用機械を安全に積載・運搬する機能をもつ積載車（県単独補助）

補助率・対象者など

- (1) 補助率 3 / 10 以内（融資主体型補助事業）
- (2) 補助上限額 国庫補助 ①法人1,500万円、個人1,000万円、②300万円
県単独補助 300万円
- (3) 対象者 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体等
- (4) 成果目標
ア 必須目標 付加価値額の拡大
イ 事業関連取組目標
経営面積の拡大、農産物の価値向上、単位面積当たりの収量の増加、
経営コストの縮減、農業経営の複合化、農業経営の法人化